

## 年金生活者等支援臨時福祉給付金の申請受付は7月29日(金)までです

賃金引上げの影響が及びにくい所得の低い年金受給者の方へ年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給します。

対象となると思われる方には、5月ごろに申請書を送付しています。まだ申請していない方は、7月29日(金)までに申請書を提出してください。申請書がお手元にない場合でも、支給対象者に該当する方は申請することができます。

**支給対象者** 平成27年1月1日時点で高浜市の住民基本台帳に記録されており、平成27年度分の市民税が課税されていない方のうち平成28年度中に65歳以上(昭和27年4月1日以前に出生)となる方

※ただし、課税されている方の扶養家族となっている方や、生活保護の受給者である方など対象とならない方もいます。

**支給額** 支給対象者1人につき30,000円

**申請期間** 7月29日(金)まで(土・日曜日、祝日を除く。)午前8時30分～午後5時15分

※郵便の場合は7月31日(日)消印有効

問合せ先 いきいき広場内地域福祉グループ ☎ 52-9871

## 私立幼稚園授業料の補助

市では、私立幼稚園に在籍する幼児の保護者の経済的な負担の軽減を図るため、入園料・授業料の補助を行います。※この事業は、私立幼稚園の設置者をとおして補助します。

**申請方法** 幼稚園より配布される「授業料等減免措置に関する調書」に必要事項を記入し、幼稚園へ提出してください。

① 階層区分ごとの補助金限度額					
区 分		補助対象 経費	補助限度額(年額)		
			第1子	第2子	第3子以降
I	生活保護法の規定による保護を受けている世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	入園料、 授業料の 合算額	308,000円		
II	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯及び市民税の所得割が非課税となる世帯		272,000円	290,000円	308,000円
III	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯		115,200円	211,000円	308,000円
IV	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯		62,200円	185,000円	308,000円
上記区分以外の世帯			—	154,000円	308,000円

- ② 階層区分ごとの多子軽減の適用条件  
第Ⅲ階層以下の世帯については、多子計算に係る年齢制限を撤廃  
第Ⅳ階層以上の世帯については、従来どおり小学校3年生までの兄・姉の数に応じて、多子世帯の軽減を図る

- ③ ひとり親世帯などの特例  
ひとり親世帯など、在宅障害児(者)のいる世帯などの子どもの補助限度額については、以下のとおり

区 分		補助対象 経費	補助限度額(年額)		
			第1子	第2子	第3子以降
II	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯及び市民税の所得割が非課税となる世帯	入園料、 授業料の 合算額	308,000円		
III	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯		217,000円	308,000円	

- (注) 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額の合算額  
2 年度途中に入園または退園した場合は、月割額による支給  
3 実際に支払う授業料の額が補助額に満たないときは、その支払い額を限度額として補助  
4 市民税所得割額は、住宅ローン控除を受ける前の額

問合せ先 困こども育成グループ ☎ 52-1111 (内線362)